

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状と課題

(1) ごみの分別・収集運搬

【現状】

①ごみの分別

ごみ分別区分は、『可燃ごみ』・『不燃ごみ』・『資源ごみ』に大きく分類され、『不燃ごみ』は、「ビン類」・「カン類」・「容器包装プラスチック」・「商品プラスチック」・「有害ごみ」・「粗大ごみ」の6種に、『資源ごみ』は、「新聞紙」・「雑誌類」・「ダンボール」・「紙パック」・「衣類（布）」の5種に、細分類されます。

②収集運搬

家庭や事業所から排出されるごみの収集運搬は、委託業者が行っています。「可燃ごみ」、「ビン類」、「カン類」、「容器包装プラスチック」、「商品プラスチック」は町の指定袋に入れて排出します。その他は、資源ごみのうち「新聞紙」、「雑誌類」、「ダンボール」、「紙パック」はひもで縛って排出します。「衣類（布）」は六日市地区では半透明の袋で排出し、柿木地区ではひもで縛って排出します。「有害ごみ」は破損しないように処置して排出し、粗大ごみは指定日に排出しますが、大量にあるものや大型のものは鹿足郡リサイクルプラザに直接搬入することとしています。排出場所は、自治会が指定するステーションとしています。また、ごみ処理手数料は、指定袋の購入をもって納入されたものとしします。

一方、排出者自らが処理施設に直接搬入することも可能です。益田地区広域クリーンセンターに搬入する場合のごみ処理手数料は、家庭系のごみが60円/10kgであり、事業系のごみが110円/10kgとなっています。鹿足郡リサイクルプラザへ搬入する場合、ビン類、カン類、容器包装プラスチック、商品プラスチックは指定袋に入れた状態で搬入し、粗大ごみはそのまま搬入します。

【課題】

本町では、「資源ごみ」、「ビン類」、「カン類」、「容器包装プラスチック」、「商品プラスチック」などが分別され、資源として有効にリサイクルされています。ごみの排出抑制・資源化のためには、分別徹底により異物の混入を防ぎ、資源としての品質向上を図るため、ごみの分別徹底に向けた意識啓発やごみ出し指導等が必要です。

また、引っ越しや家屋の清掃に伴う一時的に多量に発生する粗大ごみについて、排出者による直接搬入が困難な場合は、収集運搬業者に委託して戸別収集することができます。

「ごみの分別大図鑑」を活用し、引き続き生ごみの減量化や分別の徹底などに取り組む必要があります。

◆図表 3-1 ごみの分別区分

分別区分		内容例	注意事項
可燃ごみ		①台所ごみ ②紙類 ③布類・衣類(※資源ごみとして出せないもの) ④草木類(庭木、雑草等) ⑤その他(乾燥剤、カイロ、紙おむつ、銀紙、たばこの吸い殻等)	・台所ごみは、水分をよく切る ・油は、固めるか、紙や布に吸い込ませる ・布類は、指定袋に入れば切る必要はない ・衣類は、ボタン・ファスナーは取り除かなくてよい ・木類は、直径 10cm 以下、長さ 50cm 以下に切る ・紙おむつは、汚物を取り除く
不燃ごみ	ビン類	①飲料用ビン、食料用ビン ②陶磁器、ガラス類(食器、茶碗、湯のみ、コップ、花瓶、植木鉢等)	・キャップ、ふたを外して中をよく洗う ・鋭利なもの、割れたものは袋が破れないように処理し、袋に「危険」と表示する ・ビール瓶、一升瓶等のリターナブル瓶は販売店へ戻す
	カン類	①飲料用カン、食料用カン ②その他の小型カン類(オイル缶、ペンキ缶、スプレー缶、カセットボンベ等) ③小型の金属類(安全ピン、クリップ、針、釘、ネジ、カミソリ、カッターの刃、食器等)	・カンの大きさはミルク缶程度までとし、それ以上のものは粗大ごみで出す ・中身を使い切り、よく洗う ・スプレー缶は、使い切る(穴はあけなくてよい) ・中型以上の金属類(やかん、なべ、ハンガー等)は粗大ごみで出す ・刃物類は、スチール缶等に入れ、ふたをし、袋に「危険」と表示する
	容器包装プラスチック	①ペットボトル ②トレイ、カップ類、チューブ類 ③ポリ袋、発砲スチロール ④プラマークが表示された容器等	・中身を使い切り、よく洗う ・汚れが落ちないものは可燃ごみで出す ・ペットボトルは、ふたやラベルを外す ・レジ袋等の小袋に入れた状態(二重袋)にしない
	商品プラスチック	①文具類、玩具類 ②プラスチック製品(ビデオテープ、CD、時計、食器、歯ブラシ、使い捨てライター、ホースバケツ等) ③ビニール製品・ゴム製品(かばん、靴、ベルト、雨具等)	・指定袋に入らないプラスチック製品等は、粗大ごみで出す ・電池は外す ・農業用のプラスチック製品、ビニール製品は、収集しません(専門の処理業者で処分してください)
	有害ごみ	①乾電池、充電電池 ②蛍光灯、電球 ③水銀体温計、鏡類	・蛍光灯は、購入時の容器に入れる ・その他はレジ袋等に入れる
	粗大ごみ	①やかん、なべ、フライパン、ハンガー、はさみ、のこぎり、一斗缶、傘、自転車等 ②小型家具類・小型家電製品 ③大型家具類、カーペット、じゅうたん、布団、毛布、ソファ、ベッド、畳、障子、襖等	・必要に応じてひもで縛る等、まとめて出す ・直接搬入を要する粗大ごみを排出する場合又は引っ越し等で大量に排出する場合は、鹿足郡リサイクルプラザへ事前に連絡し直接搬入する ・直接搬入が困難な場合は、収集運搬業者に委託して戸別収集することができる(役場へ事前に申請が必要)
資源ごみ	新聞紙	新聞紙、折込チラシ	・分別区分ごとに分ける ・濡れたものや汚れたものは可燃ごみで出す
	雑誌類	週刊誌、文庫本、ノート、カタログ、包装紙、封筒、紙箱等	・金具類、表装のビニール、綴じひもは取り除く
	ダンボール	ダンボール	・衣類(布)は六日市地区では半透明の袋に入れて、柿木地区ではひもで縛る
	紙パック	牛乳・酒・ジュース等の紙パック	・下着、靴下、セーター(毛糸類)、帽子、タオル、シーツ、カーテンは可燃ごみで出す
	衣類(布)	洋服、シャツ、ズボン等(皮製品・毛糸類を除く)	

◆図表 3-2 家庭ごみの収集頻度、排出方法

区分		排出方法	排出場所	収集頻度
可燃ごみ		指定袋に入れ氏名を記入し排出	ステーション	週 1、2 回
不燃ごみ	ビン類	指定袋に入れ氏名を記入し排出	ステーション	月 1 回
	カン類	指定袋に入れ氏名を記入し排出	ステーション	月 1 回
	容器包装プラスチック	指定袋に入れ氏名を記入し排出	ステーション	月 2 回
	商品プラスチック	指定袋に入れ氏名を記入し排出	ステーション	月 1 回
	有害ごみ	買い物袋等に入れる	ステーション	月 1 回
	粗大ごみ	そのまま排出する	ステーション	月 1 回
資源ごみ	新聞	ひもで縛る	ステーション	月 1 回
	雑誌	ひもで縛る	ステーション	月 1 回
	ダンボール	ひもで縛る	ステーション	月 1 回
	紙パック	ひもで縛る	ステーション	月 1 回
	衣類（布）	半透明の袋に入れる（六日市地区） ひもで縛る（柿木地区）	ステーション	月 1 回

◆図表 3-3 町の指定袋の料金

種類	サイズ・色	販売価格
可燃ごみ	0.03*650/450*800mm・半透明（赤字）	1,020 円/20 枚（51 円/枚）
	0.03*500/360*800mm・半透明（赤字）	1,020 円/30 枚（34 円/枚）
	0.03*500/360*600mm・半透明（赤字）	1,020 円/40 枚（25.5 円/枚）
ビン類	0.05*650/400*800mm・半透明（青字）	510 円/10 枚（51 円/枚）
カン類	0.04*650/450*980mm・半透明（黒字）	510 円/10 枚（51 円/枚）
容器包装プラスチック	0.03*650/450*980mm・半透明（ピンク字）	510 円/10 枚（51 円/枚）
商品プラスチック	0.03*650/450*980mm・半透明（黄字）	510 円/10 枚（51 円/枚）

◆図表 3-4 処理手数料

種類	処理手数料	搬入先
家庭系の可燃ごみ	60 円/10kg	益田地区広域クリーンセンター
事業系の可燃ごみ	110 円/10kg	
ビン類	指定袋に入れて搬入	鹿足郡リサイクルプラザ
カン類	指定袋に入れて搬入	
容器包装プラスチック	指定袋に入れて搬入	
商品プラスチック	指定袋に入れて搬入	
粗大ごみ	無料	

(2) ごみの排出量

【現状】

本町の過去 5 年間のごみ排出量は、令和元年度の 1,792 t から徐々に減少し、令和 5 年度には 1,586 t となりました。

ごみ排出量を住民 1 人 1 日当たり（以下「1 人 1 日当たりごみ排出量」とする。）でみると、令和元年度から徐々に減少し、令和 4 年度の排出量は 769 g / 人・日となっています。しかしながら、その後は増加に転じており、令和 5 年度には、776 g / 人・日となっています。

【課題】

本町のごみ排出量のうち、大部分を占める可燃ごみは、平成 17 年度より実施している指定袋による手数料により一定の削減効果があったものの、その後は増加に転じております。

可燃ごみ処理は、益田地区広域市町村圏事務組合の管理する焼却施設にて適正処理を行うことで処理の効率化を図ってきましたが、ごみ量の増加は運搬費や処理コストを増加させるため、一層のごみ排出抑制が必要です。

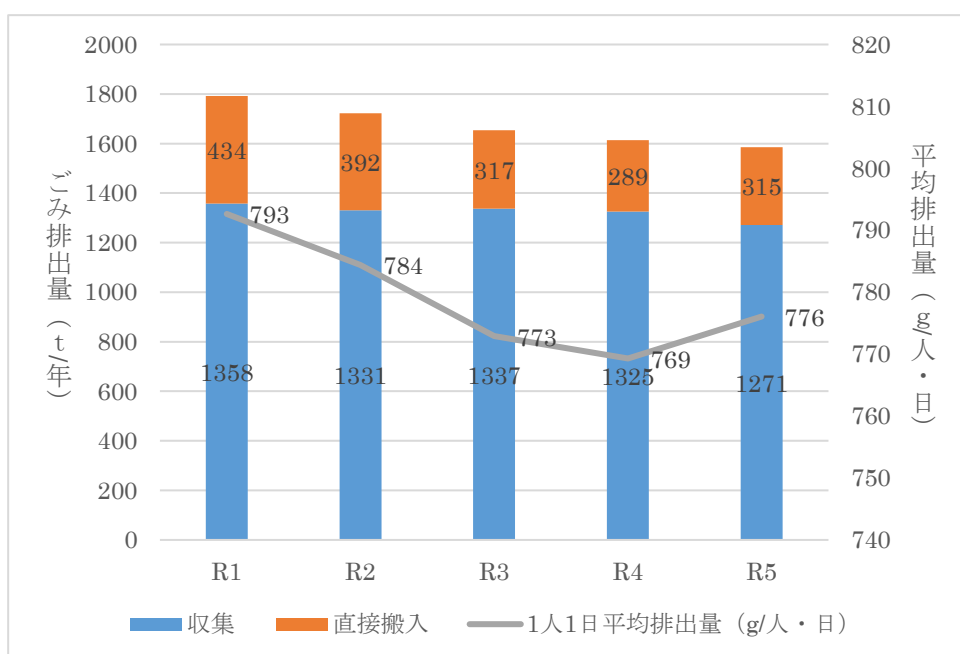
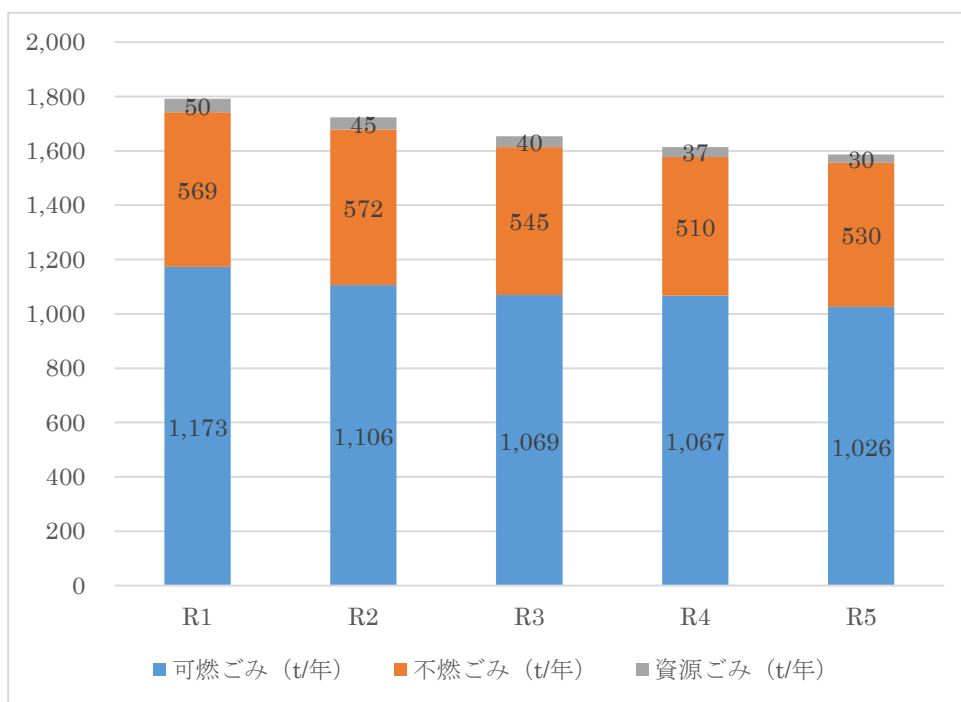
※ごみの区分について

区分	説明
収集ごみ	家庭及び事業所からステーションに排出され、収集委託業者が収集・運搬するごみ
直接搬入ごみ	排出者自らが処理施設に直接搬入するごみ

◆図表 3-5 ごみの種類別排出量

区別		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人口（人）		6,194	6,018	5,863	5,748	5,599
可燃ごみ(t/年)		1,173	1,106	1,069	1,067	1,026
	不燃ごみ(t/年)	569	572	545	510	530
	ビン類(t/年)	109	97	94	85	87
	カン類(t/年)	44	43	30	30	32
	容器包装プラスチック(t/年)	152	137	139	133	134
	商品プラスチック(t/年)	63	93	88	83	87
	有害ごみ(t/年)※	0	0	0	0	0
	粗大ごみ(t/年)	201	202	194	179	190
	資源ごみ(t/年)	50	45	40	37	30
	収 集	可燃ごみ(t/年)	1,033	1,011	1,032	1,026
不燃ごみ(t/年)		201	202	194	179	190
資源ごみ(t/年)		50	45	40	37	30
小計(t/年)		1,358	1,331	1,337	1,325	1,271
直 接 搬 入	可燃ごみ(t/年)	140	95	37	41	34
	不燃ごみ(t/年)	294	297	280	248	281
	資源ごみ(t/年)	0	0	0	0	0
	小計(t/年)	434	392	317	289	315
ごみ排出量(t/年)		1,792	1,723	1,654	1,614	1,586
1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)		793	784	773	769	776

※有害ごみは、排出量が 1t に満たないため 0 t としている



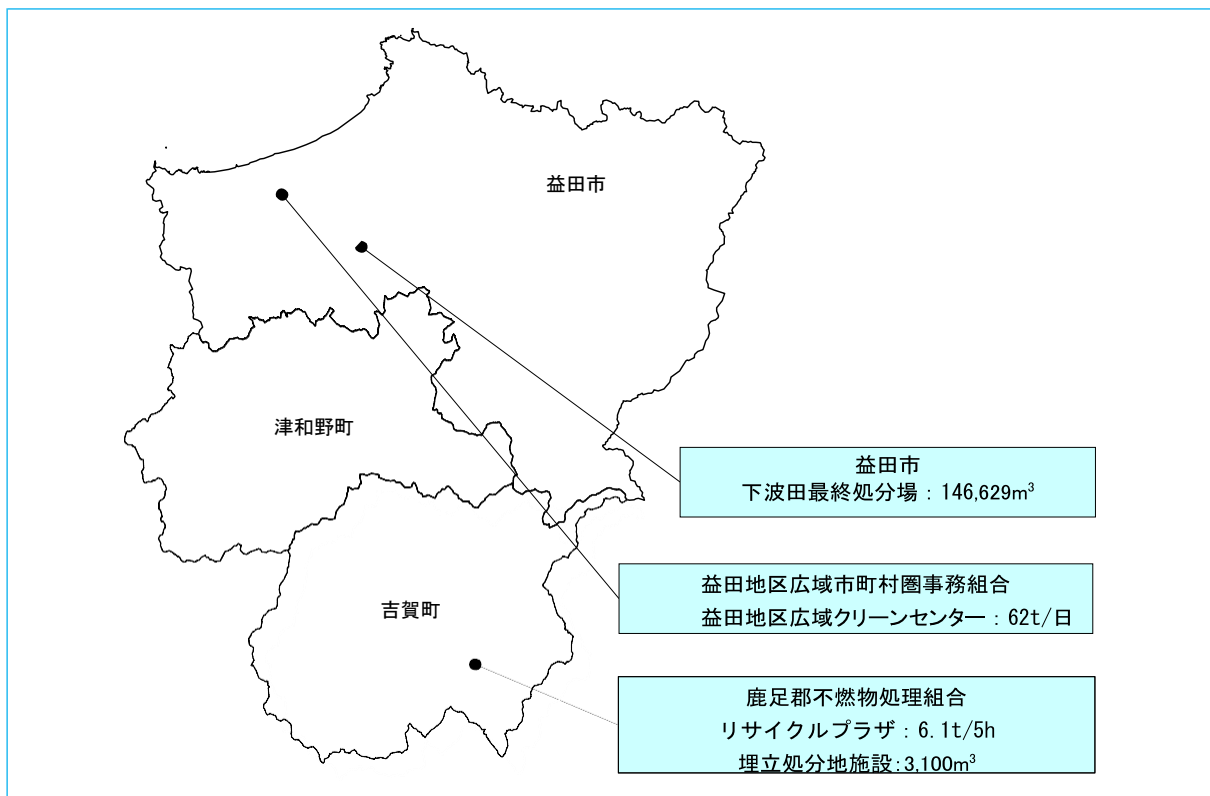
(資料：吉賀町税務住民課)

(3) 処理・処分体制

【現状】

本町から排出される燃やせるごみ処理は、本町と益田市、津和野町を構成自治体とする益田地区広域市町村圏事務組合により行っています。また、資源ごみの処理は、本町と津和野町を構成自治体とする鹿足郡不燃物処理組合により行っています。

◆図表 3-6 一般廃棄物処理施設の位置



◆図表 3-7 施設の概要

施設別	焼却施設	資源化施設	最終処分場	
施設名	益田地区広域クリーンセンター	鹿足郡リサイクルプラザ	益田市下波田埋立処分場	埋立処分施設
所在地	益田市多田町 1082-7	吉賀町幸地 1319	益田市下波田 490	吉賀町幸地 1319
管理者	益田地区広域市町村圏事務組合	鹿足郡不燃物処理組合	益田市	鹿足郡不燃物処理組合
処理対象	可燃ごみ	ビン カン 容器包装プラスチック 商品プラスチック 有害ごみ 粗大ごみ	不燃物残渣 焼却残渣	処理残渣
施設規模	62t/日	6.1 t / 日	146. 629 m³	3, 100 m³
処理方式	焼却炉：62 t / 日 全連続焼却式 (ストーカ炉) 溶解炉：9. 6 t / 日 バーナ式溶融方式	破袋・破砕・選別・圧縮・梱包	埋立処分地 浸出水処理施設	被覆型埋立処分地 排水処理設備
竣工	平成 19 年 10 月	平成 16 年 6 月	昭和 60 年	平成 16 年 6 月

【課題】

本町から排出するごみは、そのすべてを広域事務組合の施設にて処理及び処分を行っています。処理施設を所有しない本町においては、各施設において、適正処理に支障をきたさないよう分別を徹底するとともに、それぞれの施設が長く使用できるよう減量化に努め、維持管理等に必要な経費の財政措置をしていく必要があります。

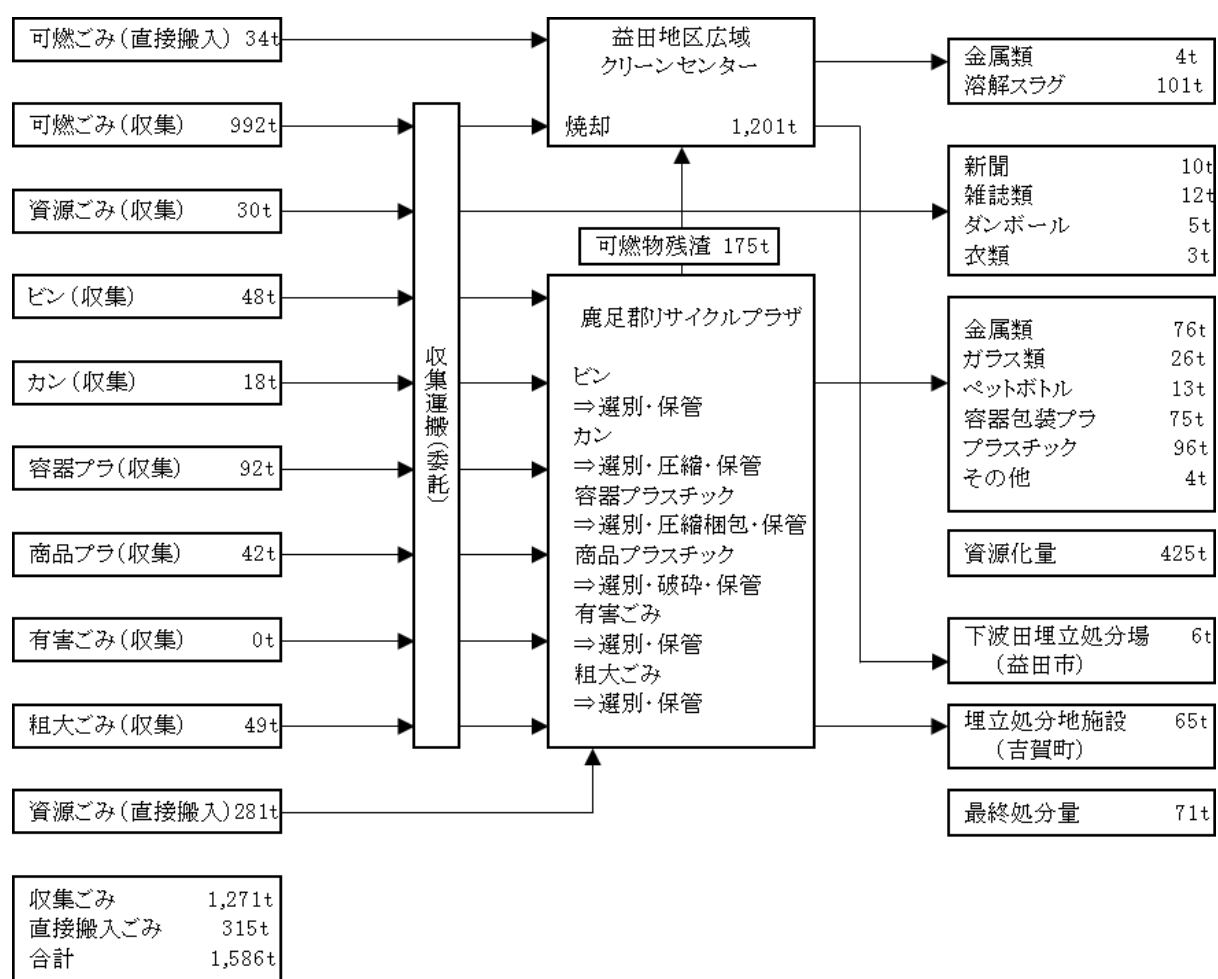
（４）リサイクル・最終処分

【現状】

本町で排出されるごみのリサイクルは、資源物の分別収集と処理施設での資源物の回収により行っています。

令和５年度の資源化量 425 t /年で、リサイクル率は 26.8%です。最終処分物は、焼却残渣と資源物残渣であり、令和５年度の最終処分量は 71 t /年、最終処分率は 4.5%です。

◆図表 3-8 処理の流れ（令和５年度）



◆図表 3-9 各施設における資源化量

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
直接資源化（資源ごみ）（t/年）		50	45	40	37	30
益田地区広域 クリーン センター	金属類（t/年）	4	5	4	5	4
	溶解スラグ（t/年）	77	80	72	77	0
	焼却灰・飛灰（t/年）	0	0	0	0	101
鹿足郡 リサイクル プラザ	金属類（t/年）	64	96	86	65	76
	ガラス類（t/年）	26	35	30	27	26
	ペットボトル（t/年）	13	15	15	13	13
	容器包装プラスチック（t/年）	88	83	80	74	75
	プラスチック類（t/年）	84	75	93	94	96
	その他（t/年）	1	5	4	4	4
合計（総資源化量）（t/年）		407	439	424	396	425
ごみ排出量（t/年）		1,792	1,723	1,654	1,614	1,586
リサイクル率（％）		22.7	25.5	25.6	24.5	26.8
最終処分量（t/年）		156	104	86	90	71
最終処分率（％）		8.7	6.0	5.2	5.6	4.5

（注）1. リサイクル率（％）＝総資源化量÷ごみ排出量×100

2. 最終処分率（％）＝最終処分量÷ごみ排出量×100

（資料：吉賀町税務住民課）

【課題】

本町の1人1日当たりごみ排出量及びリサイクル率は、ともに島根県平均、全国平均を上回っており、今後もこれを維持していく必要があります。

◆図表 3-10 1人1日当たりごみ排出量及びリサイクル率の比較（令和5年度）

区分	1人1日当たりごみ排出量 （g/人・日）	リサイクル率 （％）
本 町	776	26.8
島根県平均	902	19.9
全 国 平 均	851	19.5

（資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」）

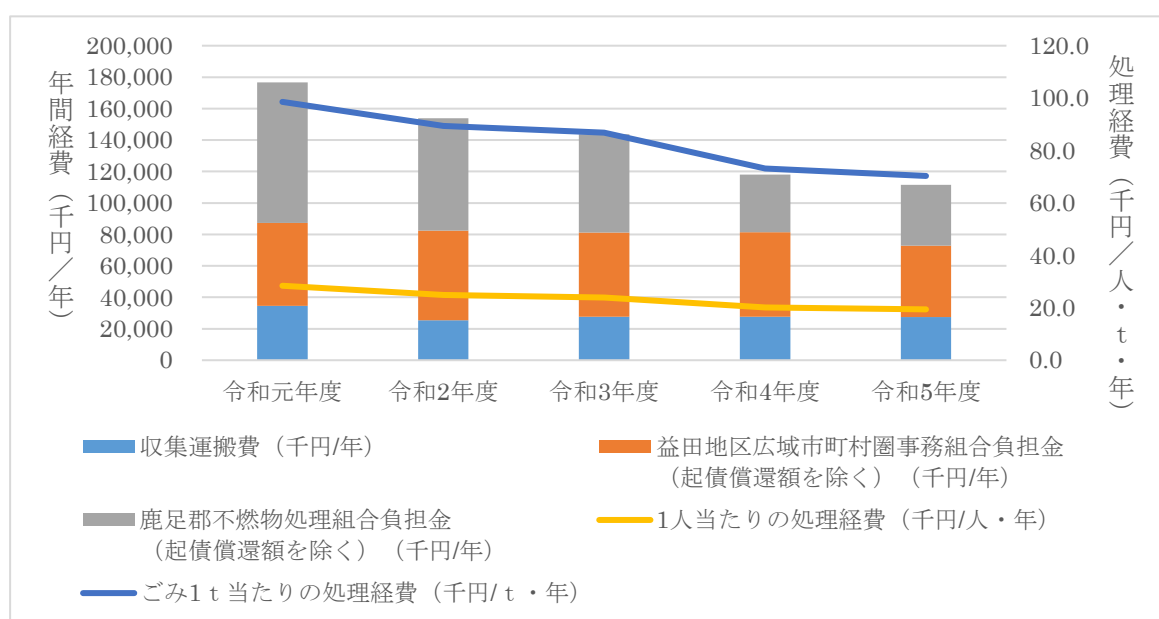
（５）ごみ処理経費

【現状】

本町のごみ処理経費は減少傾向から横ばいになり、令和５年度において１．１億円程度です。ごみ１ｔ当たりのごみ処理経費も減少傾向にあり、令和５年度において７０．３千円／ｔです。なお、住民１人当たりごみ処理経費は１９．４千円／人前後で減少傾向です。

◆図表 3-11 ごみ処理経費

区別	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
人口（人）	6,218	6,194	6,018	5,863	5,748
ごみ排出量（t/年）	1,792	1,723	1,654	1,614	1,586
収集運搬費（千円/年）	34,622	25,386	27,640	27,585	27,413
益田地区広域市町村圏事務組合負担金 （起債償還額を除く）（千円/年）	52,711	57,078	53,532	53,780	45,357
鹿足郡不燃物処理組合負担金 （起債償還額を除く）（千円/年）	89,302	71,475	62,500	36,616	38,729
処理経費合計（千円/年）	176,635	153,939	143,672	117,981	111,499
１人当たりの処理経費（千円/人・年）	28.4	24.9	23.9	20.1	19.4
ごみ１ｔ当たりの処理経費（千円/t・年）	98.6	89.3	86.9	73.1	70.3



【課題】

本町のごみ処理経費は減少傾向にありますが、これは、令和元年度から令和３年度にかけて、不燃物処理場の大型機械更新を実施したため、歳出額が大幅に増加しています。機械更新に要した経費を除くと、ごみ処理経費は横ばいから微増傾向にあります。

2. ごみ処理の目標

本町は、「自然の恵みに育まれ、人と共に生きる自立発展のまち」を将来像として掲げ、健康で安心して安全に暮らせる「まち」を目指し、環境衛生対策を推進しています。

本計画の基本方針は、①循環型社会の形成、②3R活動（Reduce・Reuse・Recycle）の推進、③安全かつ適正に処理できるシステムづくりとします。

◆ 基本理念 ～健康で安心して安全に暮らせる「まち」～

◆ ごみ処理の基本方針

①循環型社会の形成

循環型社会を形成するには、住民、事業者と行政の協働が不可欠であり、それぞれが役割を認識・明確化し、相互の信頼関係を醸成、廃棄物に関する情報提供等を実施する。

②3R活動（Reduce・Reuse・Recycle）の推進

Reduce（排出抑制）	ごみを出さない方法を実践する。また、積極的に行われるよう努力する。
Reuse（再使用）	リターナブルびん等繰り返し使える物の積極的に使用するよう努力する。
Recycle（再資源化）	空き缶や紙パック等の資源として再び利用できるものは、優先的に分別し、再資源化に努力する。

③安全かつ適正に処理できるシステムづくり

廃棄物処理やリサイクルにかかる環境負荷、コストを極力削減し、環境にやさしく効率の良い処理システムを推進する。

3. 数値目標

(1) 計画処理人口予測

本町の推計人口は、計画目標年度の令和 16 年度で 4,578 人とします。

◆図表 3-12 計画処理人口

区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
人口	5,497	5,398	5,300	5,204	5,109	5,019	4,925	4,836	4,748	4,662	4,578

(資料：吉賀町税務住民課)

(2) 計画目標年度におけるごみ排出量の予測

ごみ排出量は、現状のまま推移すると、計画目標年度である令和 16 年度で 1,268 t/年となり、1 人 1 日当たりごみ排出量は 758.6g/人・日となる見込みです。

◆図表 3-13 ごみ排出量の予測（現状のまま推移）

区別	令和 5 年度 (実績年度)	令和 11 年度 (中間目標年度)	令和 16 年度 (計画目標年度)
人口 (人)	5,599	5,019	4,578
可燃ごみ (t/年)	1,026	905	820
1 人 1 日当たりごみ排出量 (g/人・日)	502.0	494.0	490.7
不燃ごみ (t/年)	530	464	423
1 人 1 日当たりごみ排出量 (g/人・日)	259.3	253.2	253.2
資源ごみ (t/年)	36	32	29
1 人 1 日当たりごみ排出量 (g/人・日)	14.7	14.7	14.7
ごみ排出量 (t/年)	1,591	1,396	1,268
1 人 1 日当たりごみ排出量 (g/人・日)	776.0	761.9	758.6

(資料：吉賀町税務住民課)

（３）排出抑制・資源化推進後のごみ排出量の予測

生ごみの減量化や分別徹底等の各種施策を推進することにより、可燃ごみの１人１日当たり排出量を５％減量化します。１人１日当たりごみ排出量は、基準年度（令和５年度）に対し 31.2 g / 人・日を減量し、計画目標年度（令和 16 年度）において 744.8g/人・日を目標とします。

◆図表 3-14 ごみ排出量の予測（排出抑制・資源化推進後）

区別	令和 5 年度 (実績年度)	令和 11 年度 (中間目標年度)	令和 16 年度 (計画目標年度)
人口 (人)	5,599	5,019	4,578
可燃ごみ (t/年)	1,026	895	797
1 人 1 日当たりごみ排出量 (g/人・日)	502.0	488.3	476.9
不燃ごみ (t/年)	530	464	423
1 人 1 日当たりごみ排出量 (g/人・日)	259.3	253.2	253.2
資源ごみ (t/年)	30	27	25
1 人 1 日当たりごみ排出量 (g/人・日)	14.7	14.7	14.7
ごみ排出量 (t/年)	1,586	1,385	1,244
1 人 1 日当たりごみ排出量 (g/人・日)	776.0	756.2	744.8

（資料：吉賀町税務住民課）

（４）リサイクル率及び最終処分量の目標

計画目標年度（令和 16 年度）において、リサイクル率は ~~28.0~~32.5%、最終処分量は ~~100~~66 t を維持するものとします。

◆図表 3-15 リサイクル率最終処分量の予測（排出抑制・資源化推進後）

区別	令和 5 年度 (実績年度)	令和 11 年度 (中間目標年度)	令和 16 年度 (計画目標年度)
人口 (人)	5,599	5,019	4,578
総資源化量 (t/年)	425	414	405
ごみ排出量 (t/年)	1,586	1,385	1,244
リサイクル率 (%)	26.8	29.9	32.5
最終処分量 (t/年)	71	68	66

（資料：吉賀町税務住民課）

(5) 総括

計画目標年度（令和 16 年度）における目標を図表 3-16 に示します。

◆図表 3-16 計画目標年度（令和 16 年度）における目標

排出抑制目標	・ 生ごみの減量化や分別徹底等を推進する ・ 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 744.8 g / 人・日 を目標とする
再資源化目標	・ 分別や施設での回収、さらに焼却残渣の有効活用により再資源化を促進する ・ リサイクル率は 32.5% を目標とする
最終処分目標	・ 排出抑制や再資源化を進めることにより削減する ・ 最終処分量は 66 t を目標とする

4. ごみの発生・排出抑制の推進

ごみの発生・排出抑制は、住民や事業者が積極的に取り組むことが必要です。行政は住民や事業者の取り組みを支援します。

ごみ発生・排出抑制目標の達成に向けて、具体的に推進する施策は以下のとおりとします。

(1) 住民意識の向上

- ・学校や地域社会の場において、副読本等を活用した環境教育を推進する
- ・本町の再資源化の取り組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、住民、事業者に情報提供を行い、ごみ処理の現状認識を深めてもらう
- ・広報紙、ケーブルテレビ等を通じて情報を提供し、ごみの排出抑制の啓発を行う

(2) 協議体制の推進

- ・自治会単位で定期的に開催している定例会で、ごみ問題等に関連する内容について、行政との対話を設け、安心コミュニティ実現のために広く意見を求め、より現実的なごみの減量化を推進する

(3) 流通・販売事業者の協力推進

- ・必要以上の物を買わず余分な物をごみにしない、使い捨て容器入りの製品の代わりに詰替用品の購入等を推進する
- ・商工会等を通じて、商店及びスーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する

(4) 経済的誘導システムの推進

- ・今後も手数料調査を行いながら、指定ごみ袋制度を継続していく

5. リサイクルの推進

ごみのリサイクルは、住民や事業者が自ら再生利用等に積極的に取り組む必要があります。行政は住民や事業者の取り組みを支援します。

リサイクル目標の達成に向けて、具体的に推進する施策は以下のとおりとします。

(1) 分別収集の徹底

- ・資源ごみの分別を進めるため、分別徹底の必要性について、自治会等に対し、出前講座等の説明会を実施する
- ・住民にわかりやすいごみの分別区分、出し方のパンフレット・ごみ収集カレンダーを作成し、啓発を図る

(2) リサイクルの推進

- ・パソコンについては、販売メーカーあるいはパソコン3R推進センターにて手続きを行い、回収・有効利用を図る
- ・小型家電製品については、新たに制度化された小型家電リサイクル法に基づき、回収・有効利用を図る

6. 適正処理の推進

ごみの適正処理は、排出段階における排出抑制や分別徹底を住民や事業者が担うほかは、ごみの収集運搬、中間処理、最終処分は、行政が責任をもって行います。

リサイクル目標や最終処分目標の達成に向けて、具体的に推進する施策は以下のとおりとします。

（１）ごみ処理区域とごみ処理主体

【排出段階】

排出段階におけるごみの排出抑制や再利用、さらには分別徹底については、排出者である住民や事業者が行うものとします。

適正処理の観点からもごみ排出抑制や分別徹底を推進する必要があるため、排出者への支援等については、本町が行うものとします。

【収集・運搬】

収集・運搬は、住民により排出されたごみを受け取るもので、住民との接点であることから、基本的には現状どおり本町が主体となって行うものとします。具体的には直営あるいは委託収集とします。なお、事業系ごみの運搬（搬入）については、原則、事業者自らの責任により行うものとします。

【処分】

ごみの中間処理、最終処分は、高度な公害防止対策が不可欠であるため、本町が責任をもって行うものとします。

また、処理困難物や特別管理一般廃棄物については、製造責任者または排出者の責任において処理・処分を行うものとします。

◆図表 3-17 ごみ処理段階ごとの責任者（処理主体）

排出者	排出段階	収集・運搬	中間処理	最終処分
住民	住民	吉賀町	吉賀町	吉賀町
事業者	事業者	事業者	吉賀町及び事業者	吉賀町及び事業者

※ 1 中間処理、最終処分に関する処理主体に民間あるいは一部事務組合への委託を含む。

※ 2 事業者は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとするが、住民が排出するごみの処理に支障がないと認める場合において、中間処理、最終処分を本町が行うものとする。

（２）収集運搬計画

収集運搬に関する住民サービスを維持しつつ、効率的な処理が行える収集運搬体制を構築していくものとします。

①住民サービスの向上

可燃ごみをごみステーションに長時間置いておくと、カラスや野良猫がごみを散乱させるなど、不衛生となります。計画的な収集運搬に努め排出されたごみが長時間ごみステーションに滞留しないよう、早期収集運搬を行うなど、住民サービス向上が図れるよう周知徹底をしていくものとします。

②有料指定袋制

現在、可燃ごみ、ビン類、カン類、容器包装プラスチック、商品プラスチックの排出は、有料指定袋によるものとしています。今後も、有料指定袋制を継続していくものと思いますが、ごみ排出状況などを踏まえ、有料化の在り方について継続して検討するものとします。

③収集運搬許可

ごみの収集運搬は、排出者自らが行うか、本町の収集に出すか、あるいは本町が委託する収集運搬業者により行われています。

ごみの収集運搬に関する許可制度は、現在事業系ごみに対して運用しており、家庭系ごみに対しては運用しておりませんが、本町内から排出されるごみの収集運搬は概ね良好に行われています。

将来のごみ排出量は、本計画においてごみ排出抑制目標を定めて削減していくものとしています。そのため、ごみ収集運搬業に関する新たな許可制度の運用は、今後も事業系ごみに対してのみ行うものとします。

（３）中間処理計画

本町から排出されるごみは、分別されたごみの再資源化を推進することでマテリアルリサイクルを推進します。

一方で、再資源化できない可燃ごみについては、益田地区広域市町村圏事務組合の焼却施設により、処理過程で発生する溶融スラグを有価物として有効利用することでマテリアルリサイクルを推進していくものとします。

①資源ごみ等の適正処理体制

本町の不燃ごみの処理は、鹿足郡不燃物処理組合の管理する鹿足郡リサイクルプラザにて、適正処理と有効利用を進めていくものとしています。

鹿足郡リサイクルプラザでは、住民や事業者にて排出された各区分（可燃性粗大ごみ・商品プラスチック・容器包装プラスチック・ビン・カン等）のごみを資源として活用するために、機械や手選別により、精度の高い資源化物とすることでリサイクルに寄与しています。

本町では、鹿足郡リサイクルプラザが問題なく稼働できるよう、住民や事業者に対し、分別の徹底を啓発していくとともに、ごみの搬入を計画的に行っていくものとします。

◆図表 3-18 鹿足郡リサイクルプラザの概要

建設地	鹿足郡吉賀町幸地 1319
供用開始	平成 16 年 6 月
施設規模	ビン 1.88t/日 カン 1.03t/日 容器包装プラスチック 1.86t/日 商品プラスチック 0.65t/日 可燃性粗大ごみ 0.68t/日
処理方式	破砕機・破袋機・破集袋機・磁選機・手選別コンベヤ・圧縮機等
啓発施設	リサイクル工房

②可燃ごみの適正処理体制

本町の燃えるごみの処理は、益田地区広域市町村圏事務組合が管理する益田地区広域クリーンセンターにより適正処理と有効利用を進めていくものとしています。

益田地区広域クリーンセンターは、本町及び益田市・津和野町から発生する可燃ごみの適正処理を、民間企業による運転・管理にて実施しており、ストーカ式燃焼施設と焼却残渣である焼却灰を溶融処理して再生利用可能なスラグの生成を行うものとしています。

生成されたスラグは、地元業者にて引取、再資源化しています。本町では、益田地区広域クリーンセンターが問題なく稼働できるよう、住民や事業者に対し、分別の徹底を啓発していくとともに、ごみの搬入を計画的に行っていくものとします。

◆図表 3-19 益田地区広域クリーンセンターの概要

建設地	益田市波田町 1082-7
供用開始	平成 19 年 10 月
施設規模	62t/日（31t/24h×2 炉）
焼却方式	全連続焼却式（ストーカ炉）
溶解方式	バーナ溶解方式（9.6t/24h×1 炉）
余熱利用	発電設備（高効率回収）
排ガス処理方式	バグフィルター＋乾式排ガス処理装置＋脱硝反応装置

(４) 最終処分計画

本町から排出されるごみの最終処分は、可燃ごみ残渣は、益田地区広域クリーンセンターにて焼却処理され、益田市の最終処分場にて埋立処分しており、不燃物残渣は、鹿足郡不燃物処理組合の最終処分場にて埋立しています。今後も各行政機関による最終処分を継続的に行っていくものとします。

①最終処分場の適正管理

本町から排出されるごみの最終処分は、益田市及び鹿足郡不燃物処理組合の管理する廃棄物最終処分場にて埋立処分しています。本町としては、それぞれの施設に対して適正な維持管理を要請するとともに、必要な経費について支払っていくことで、今後も継続した適正処理体制を維持するものとします。

②最終処分場の延命化

最終処分場は一度埋立が終了すると再び使用できないため、有限の施設と位置づけられ、排水を伴うという性格から、新たな施設整備は困難性が高い施設です。
各施設について少しでも長く使えるようにするために、ごみの排出について、減量化施策を実施することで、延命化に寄与するものとします。

（５）その他の計画

ごみの収集から中間処理、最終処分のほか、不法投棄対策等を講じることで環境美化等を推進していくものとします。

①不法投棄対策

本町の環境を保全していくためには、ごみの適正排出、適正処理処分が必要です。しかし、ごみとして排出されず、ポイ捨てや山間部への不法投棄により環境が破壊されることも懸念されます。よって、不法投棄防止に関する啓発パンフレットの配布や防止看板の設置などを行うとともに、地域住民の協力を得て、ごみを捨てにくい環境づくりを推進していくものとします。なお、不法投棄は、定期的なパトロール、各種環境団体、警察等関係機関と連携して防止していきます。

②災害廃棄物対策

災害により多量の廃棄物が発生するなどの緊急事態が発生した場合には、広域支援体制による迅速な対応が求められます。そのため、各関係機関、県、隣接市町との間で廃棄物処理の面においても、相互協力・応援体制を維持強化していきます。

また、令和３年度に「吉賀町災害廃棄物処理計画」を作成しています。この計画に従って、適正処理を進めていきます。

③在宅医療廃棄物対策

一般家庭から排出されるごみの中には、患者自らが行う医療処置によって発生した注射針などの危険な在宅医療廃棄物が含まれている可能性があります。ごみ処理工程において、注射針がごみ分別作業者に刺さる事故が全国の自治体で報告されており、在宅医療廃棄物による事故を防ぐためにも、医師や医療機関と連携を図り、安全な排出方法を指導してもらうなど、適正な処理を推進することが必要です。

具体的には、注射針など危険なものや感染性のあるものは医療機関を通じて専門業者による回収とし、その他のものは可燃ごみとして処理するよう検討します。

④温暖化防止対策

本町では、地球温暖化防止に向けて、平成１８年度に「吉賀町地球温暖化対策実行計画」、令和５年度に「吉賀町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を作成しています。一般廃棄物処理については、当計画の対象としていませんが、「ごみ量の減量化」により温室効果ガスの削減に寄与していくものとします。